

「南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約」

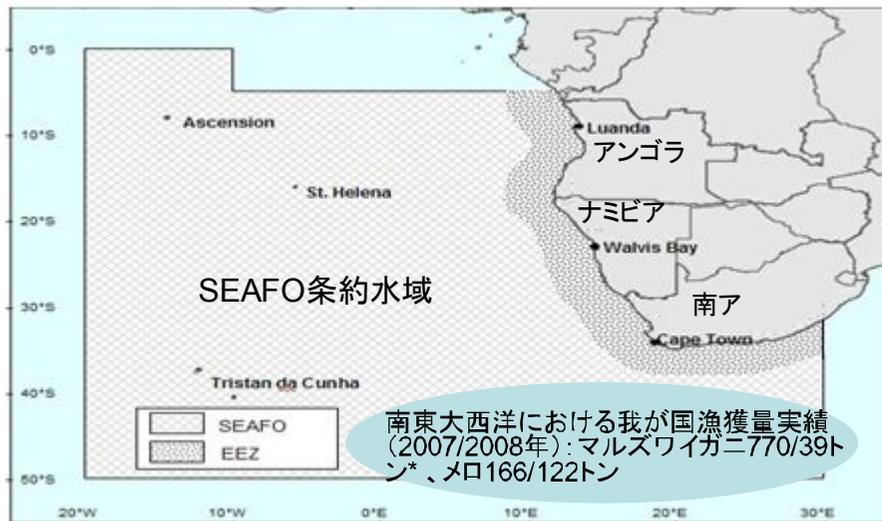
条約のポイント

南東大西洋における漁業資源の保存及び持続可能な利用を確保することを目的として、漁業資源の保存及び管理のための機関を設立すること等について定める。

条約は2003年4月に発効。締約国は、4カ国及び1機関(アンゴラ、ナミビア、ノルウェー、南ア、EC)。

条約に基づいて設立された南東大西洋漁業機関(SEAFO)は、その年次会合において、科学委員会の勧告に従って、総漁獲可能量(TAC)などの保存管理措置を決定してきている。

条約の対象水域と我が国漁獲量



* 漁船の更新により操業日数が大幅に減少したことにより漁獲量も減少。

条約の主な内容

- 条約は、前文、本文35箇条及び1の附属書(保存管理措置)等から成る。主なポイントは、次のとおり。
- ◆締約国は、自国の船舶が、保存管理措置を遵守することを確保するために必要な措置をとる。
 - ◆締約国は、非締約国の船舶が保存管理措置の実効性を損なう方法で漁獲を行ったと認められる場合、当該船舶による陸揚げ及び転載を禁止することができるようにする。
 - ◆締約国は、自国の船舶に関する旗国の責任の効果的な遂行を強化するため、監視、検査、遵守及び取締りの制度を確立する。

早期締結の必要性

この条約に基づいて設立された南東大西洋漁業機関(SEAFO)において漁業資源の保存及び持続可能な利用のための活動が既に行われている。我が国の船舶の操業の機会を継続的に確保するとともに、我が国の利益がSEAFOにおいて適切に反映されることを確保するために、この条約を早期に締結することが望ましい。